

第6次
相生市総合計画
(後期計画)

いのち輝き 絆ひろがる
あいのまち

令和8年度 ▶ 令和12年度

〈 市 民 憲 章 〉

わたしたちの相生市は、矢野川の清流にはぐくまれてきた田園と、相生湾に栄える近代産業との調和のなかに発展してきた、伝統と希望のまちです。わたしたちは、この郷土を愛し、真実と平和を願い、市民としての誇りと自覚をもって、ここに憲章を定めます。

わたしたち相生市民は

- 1 自然を愛し、環境をととのえ、花と緑の住みよいまちをつくりましょう。
- 1 かおり高い文化をきずき、青少年の夢と希望を育てましょう。
- 1 秩序を保ち、老人を敬い、真心と親切で善意の輪をひろげましょう。
- 1 スポーツに親しみ、健康なからだと心で、明るい家庭をつくりましょう。
- 1 産業をすすめ、たのしく働き、豊かなまちをきずきましょう。

人と人の絆を大切にし、

地域特性を活かしたまちづくりに向けて

本市は、昭和17年10月に兵庫県下9番目の市として誕生し、工業・造船都市として発展してきましたが、造船構造不況の影響を受けた後、新規産業への転換・多角化を促進しながら、播磨科学公園都市の玄関口としてまちづくりを進めるとともに、平成23年4月に「子育て応援都市」宣言を行い、子育て・教育支援、定住促進施策に積極的に取り組んでまいりました。

令和3年度からは、第6次総合計画において、本市が目指すまちの姿を実現するための指針として、将来像を



「いのち輝き 絆ひろがる あいのまち」

と設定し、従来の事業の手続き、プロセス、事務処理の適正さなどに重点を置く「行政運営」に加えて、社会の変化に迅速に対応しつつ、地域の特性をまちづくりに濃く反映させ、市民の満足度が向上するよう成果に重点を置く「行政経営」を推進してまいりました。また、市民だけではなく、本市に関わりのある全ての人々が絆でつながることでこれまでの取り組みを加速させ、引き続き本市の持っている資源をより豊かなものにし、未来世代に引き継ぐ持続可能な定住性の高いまちづくりを進めてまいりました。

しかしながら、コロナ禍を契機として、社会経済状況また価値観は大きく変化し、本市においては、スマートインターチェンジ設置を検討するなどポストコロナ社会を見据えた新しいまちづくりを進める必要があるため、第6次相生市総合計画を改定し、第3次相生市地域創生総合戦略の策定を行いました。

今後も、市民の皆様が安心して、希望を持って暮らしていける絆のあるまちを実現するため、市民の皆様と手を携え、対話しながらまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画を策定するに当たりまして、熱心にご議論いただきました総合計画等審議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査・市民ワークショップにご協力いただきました皆様、また、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民や関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和8年3月

相生市長 **谷口 芳紀**

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の趣旨	2
第1節 計画策定の目的	2
第2節 計画の役割と構成	2
1 計画の役割	2
2 計画の構成と期間	2
第3節 社会潮流	4
1 人口減少・少子高齢社会の進行	4
2 地域経済・産業構造の変化	4
3 安全・安心意識の高まり	4
4 価値観やライフスタイルの多様化	5
5 地域のつながりの再認識	5
6 地方分権の進展と広域連携の推進	5
第4節 相生市の現状	6
1 相生市の概要	6
2 現況	7
第2部 基本構想	13
第1章 まちづくりの方向性	14
第1節 将来像	14
1 相生市の将来像	14
2 将来像実現のために	15
第2節 将来人口	15
第3節 土地利用構想	16
第2章 まちづくり目標	18
第1節 未来を担う人と文化を育むまち	18
第2節 安心して暮らせる、強くしなやかなまち	18
第3節 健やかな暮らしを守り支え合うまち	18
第4節 心地よい生活環境が保たれたまち	18
第5節 暮らしを支える都市機能の整ったまち	19
第6節 まちづくりを進める土台を強化する	19
第3部 基本計画	21
第1章 未来を担う人と文化を育むまち	24
第1節 輝く子どもを育むまちづくり	24
基本施策1-1-1 学びの環境の充実	24
基本施策1-1-2 知・徳・体の調和のとれた人材の育成	26
第2節 誰もが楽しく学べるまちづくり	28
基本施策1-2-1 社会教育環境の充実	28
第2章 安心して暮らせる、強くしなやかなまち	30
第1節 安全で安心なまちづくり	30
基本施策2-1-1 安心して暮らせるまちづくりの推進	30
基本施策2-1-2 防災力の強化	32

第3章 健やかな暮らしを守り支え合うまち	34
第1節 互いに支え合う福祉のまちづくり	34
基本施策3-1-1 地域福祉活動の充実	34
第2節 障害のある人が安心して暮らせるまちづくり	36
基本施策3-2-1 地域生活支援の充実	36
第3節 子育てしやすいまちづくり	38
基本施策3-3-1 子育て環境の充実	38
基本施策3-3-2 子どもの健やかな発育の支援	40
第4節 健康に暮らせるまちづくり	42
基本施策3-4-1 地域医療の充実	42
基本施策3-4-2 健康づくりと予防対策の推進	44
第5節 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり	46
基本施策3-5-1 日常生活支援の充実	46
基本施策3-5-2 地域包括ケアの推進	48
第4章 心地よい生活環境が保たれたまち	50
第1節 安定した市民生活が送れるまちづくり	50
基本施策4-1-1 安定した社会保障制度の推進	50
第2節 活気のあるまちづくり	52
基本施策4-2-1 安心して生活できる環境の整備	52
基本施策4-2-2 市民の協働によるまちづくりの推進	54
基本施策4-2-3 まちのにぎわいの創出	56
基本施策4-2-4 地域資源を活かした観光の振興	58
第3節 環境にやさしいまちづくり	60
基本施策4-3-1 豊かな自然環境の保全	60
基本施策4-3-2 環境衛生の保持	62
第5章 暮らしを支える都市機能の整ったまち	64
第1節 快適に暮らせるまちづくり	64
基本施策5-1-1 快適な都市機能の維持	64
基本施策5-1-2 安心な住環境の保全	66
基本施策5-1-3 港湾と河川の保全	68
第2節 地域生産力の向上を目指すまちづくり	70
基本施策5-2-1 農林水産業の持続的発展	70
第6章 まちづくりを進める土台を強化する	72
第1節 安定した持続可能な行政経営	72
基本施策6-1-1 定住の促進と関係人口の拡大	72
基本施策6-1-2 社会の変化に対応する組織と体制の充実	74
基本施策6-1-3 安定した行政経営基盤の確立	76
第4部 第3次相生市地域創生総合戦略	79
第1章 戦略目標	81
第2章 戦略目標別施策	82
戦略目標1 子育て応援のまち相生 ～自然増対策～	82
施策1 パパママ支援	82
施策2 子どもたちの成長応援	83
施策3 地域の子育て応援	83
戦略目標2 住みたい、帰りたいまち相生 ～社会増対策～	84
施策1 あいおい暮らしサポート	84
施策2 子どもたちの未来を創るあいおいの教育	85

施策3	あいおいプロモーション	85
戦略目標3	働く人の希望が叶うまち相生 ～産業活性化～	86
施策1	魅力ある産業づくり	86
施策2	農水産業の活性化	87
施策3	地域資源を活用した観光振興	87
戦略目標4	安全・安心で住み続けられるまち相生 ～元気づくり～	88
施策1	安全・安心に暮らせるまちづくり	88
施策2	健康長寿なまちづくり	89
施策3	社会の変化に対応した暮らしやすいまちづくり	89
資料編		91
1	諮問書・答申書	92
(1)	諮問書	92
(2)	答申書	92
2	各種要綱	94
(1)	相生市総合計画策定要綱	94
(2)	相生市総合計画策定会議設置要綱	95
3	相生市総合計画等審議会委員名簿	97
4	策定経過	98
5	市民の意向	99
(1)	アンケート調査結果	99
(2)	ワークショップ実施結果	110
6	その他	128
(1)	地域創生総合戦略の目標値の説明	128
(2)	総合計画とSDGsの関係	130
(3)	進行管理スケジュール	131
(4)	用語集	132



総論

第1章 計画の趣旨

第1節 計画策定の目的

本市では、令和3年度からの10年間を計画期間とする第6次相生市総合計画に基づき、まちづくりを進めてきました。計画開始から5年が経過し、人口減少、少子高齢化の更なる進行、長引く経済の低迷、格差社会の進行、新型コロナウイルス感染拡大によるリモートワークの浸透、生成AIなどのデジタル技術の進歩など、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しました。

こうした状況のなか、長期的な視点から本市の目指すべき将来像とまちづくりの方向性を明確にし、社会情勢の変化に伴い複雑化・多様化する行政課題に対応していくため、第6次相生市総合計画の後期基本計画のスタートにあたり相生市自治基本条例に基づく本市の最上位計画である『第6次相生市総合計画』を併せて改定します。

また、国においては、デジタルによる地方創生を目指し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に刷新しており、自治体に対し、デジタルの利活用による地方課題解決を要請しております。これを受け、本市においては、第6次総合計画の施策を横断的に示した「第2次相生市地域創生総合戦略」（以下「第2次総合戦略」という。）を「第3次地域創生総合戦略」に改定し、引き続き、本市における地域創生の方向性を明確に示しつつ、デジタルの力を活用した地方創生の取り組みを第6次総合計画と一体的に推進します。

第2節 計画の役割と構成

1 計画の役割

総合計画は、市政運営の指針となるもので、まちづくりの基本的な方向と施策・事業を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、分野別計画がより効果的に機能するよう連動性を高めるとともに、地方分権時代にふさわしい自治体経営を進めるためのものです。

さらに、市民、事業者、各種団体などに本市が進むべき方向を示し、共有することでその諸活動を導くとともに、協働でまちづくりを進めるための指針となるべきものです。

また、地域創生総合戦略は「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づき策定を行い、本市における人口減少などの喫緊の課題に対応する戦略であり、地域創生の実現を推進するものです。

2 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画、地域創生総合戦略及び実施計画により構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、市のあらゆる分野別計画の最上位に位置づけるもので、本市のまちづくりの基本目標を定め、目標を達成する基本的な考え方を施策の大綱として示すものです。

第3節 社会潮流

1 人口減少・少子高齢社会の進行

日本全体の総人口は、既に減少局面に突入し、加えて地方と東京圏の経済格差の拡大などが、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いています。また、コロナ禍後、物価高などによる子育てに対する経済的な不安などから少子化に歯止めがかからない一方で、老年人口が増加し、令和7年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となり、後期高齢者の急増が見込まれています。

人口減少及び人口構造の変化は、労働力不足による地域経済の減退、社会保障における市民負担の増加など、まちづくりに大きな影響を与えることから、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、地方の人口減少問題の解消及び活性化に向けた地方創生の動きが進んでいます。

2 地域経済・産業構造の変化

経済のグローバル化の進展に伴い、全国的に製造業の生産拠点の海外移転が進む一方で、外資系企業の国内進出が顕著となっています。また、国際的な経済連携及び貿易の自由化が進む中で、第1次産業をはじめとする本市産業への影響及び状況の変化に適切に対応していくことが求められています。

さらに、政府による累次の経済政策、インバウンド観光などによる経済の活性化が期待される一方で、少子高齢化の進行などにより各分野にわたっての労働力不足が深刻化しています。

加えて、デジタル化・AI技術の進展に伴い、産業構造・就労構造の変革期を迎えています。

3 安全・安心意識の高まり

平成23年の東日本大震災及び紀伊半島大水害をはじめ、平成27年の関東・東北豪雨、平成28年の熊本地震、平成30年の西日本豪雨、令和6年の能登半島地震など、自然災害が多発し大きな被害をもたらしています。国では、平成25年に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する「国土強靱化基本法」が施行され、危機管理体制の構築や被害を最小限にするための地域の実情に即した防災・減災対策が必要となっています。

南海トラフ地震の発生予測が更に高まる中、引き続き、市民の生命、身体及び財産を守る災害対策の推進とともに、市民の防災意識を高め、地域を挙げた防災対策の更なる推進が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症に対して、適切かつ迅速に対応することが必要となっています。

さらに、悪質で多様化する犯罪など市民の日常生活の安全を脅かす事案が増大し、安心なまちづくりに対する意識がますます高まっています。

4 価値観やライフスタイルの多様化

社会や経済の成熟、国際化の進展、情報通信技術の発達などに伴い、市民の価値観及びライフスタイルが多様化し、特に、個人の価値観においては、物質的な豊かさよりも、ゆとりや安らぎといった精神的な豊かさを重視する傾向が強まっています。そのような中で、一人ひとりの価値観に応じた働き方、学び方、暮らし方など多様な選択が可能となる環境が求められており、心身の健康づくり及び、ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ、豊かな人間性を育む教育・文化の振興などに取り組む必要があります。また、新型コロナウイルス感染症を契機として始まった、テレワーク、キャッシュレス化、フードデリバリーなど新たな生活様式が定着しつつあります。

さらに、携帯端末、インターネットの普及などをはじめとする情報通信技術の発達は、人々の生活の利便性、作業効率の向上及び情報発信力の強化につながり、その役割は大きくなっています。一方で、プライバシーの保護及び情報セキュリティの確保といった新たな課題への対策が重要となっています。

5 地域のつながりの再認識

人口減少、少子高齢化、ライフスタイルの多様化に加え、コロナ禍における地域活動の自粛などを背景として、地域のつながりが希薄化しており、コミュニティ機能の低下が懸念されています。一方で、東日本大震災をきっかけに、人と人との助け合いや支え合いの大切さが再認識されています。

複雑化・多様化する地域課題に対応するためには、行政と地域の担い手である市民、事業者、各種団体などが、適切な役割分担と協調関係のもとで、パートナーとして関係を築き、それぞれの役割を担っていくことが重要です。

6 地方分権の進展と広域連携の推進

平成12年の地方分権一括法の施行以降、政府による義務付け・枠付けの見直し、条例制定権の拡大、権限移譲などが進み、地方自治体は自らの責任と判断の下、地域の実情やニーズを踏まえた主体性のあるまちづくりを進めることが求められています。

しかし、地方を取り巻く情勢は、人口減少、少子高齢化、国の制度改正、物価変動などの影響により、市税収入は動向が読みづらいことに加え、社会保障関係経費が増加傾向にあり、今後も同様に厳しい財政状況が続くと予測される中で、行政能力の向上、効果的・効率的な行政運営の推進、持続可能な安定した財政基盤の確立など、より一層の行財政改革と広域連携に取り組む必要があります。

時代の変化に柔軟に対応したまちづくりを進めるためには、「選択と集中」による効果的、かつ、広域連携による効率的な行政運営を行うとともに、高度情報技術の活用など、利便性の高い新たなサービスの展開を図る必要があります。

第4節 相生市の現状

1 相生市の概要

(1) 位置と面積

本市は、兵庫県の南西部（東経134度28分、北緯34度48分）に位置し、南は播磨灘に面し、北はたつの市・上郡町、東はたつの市、西は赤穂市・上郡町にそれぞれ境を接しており、市域の東西は約8km、南北は約20kmと南北方向に細長い形で、総面積90.40km²のまちです。

(2) 地形

本市は、市域のほとんどが西播丘陵を中心とする200～500mの山並みに囲まれ、湾岸部にまで山が迫っているため、宅地などは約15%で平坦な土地が乏しくなっています。市の中央部には、わずかに平野部が東西に伸び、そこから数km離れたかたちで北と南にそれぞれ伸びる平坦な土地があり、北部の集落及び南部の市街地を形成しています。

南端は、瀬戸内海国立公園、北部丘陵地帯の一部は、西播丘陵県立自然公園にそれぞれ指定され、海と山の自然あふれる豊かな環境を有しています。

(3) 歴史

中世には、現在の市域の大部分は「矢野荘」となり、皇室領荘園、後に京都の東寺（教王護国寺）領荘園として治められました。江戸時代中期には、旧市域が赤穂藩領となるなど、6つの藩領となりました。

明治22年の市町村制の施行によって近世の行政村を併合しながら相生村、那波村、若狭野村などが誕生し、相生村、那波村はそれぞれ町制を敷いた後、昭和14年に合併し相生町となり、戦時中に造船業が規模を拡大したことにより、人口が急増し、昭和17年に相生市が誕生しました。

終戦後、一時人口は減少しましたが、造船業を中心として経済活動も活発となり、人口の増加に伴い住宅地化が進むとともに、昭和26年には揖保郡揖保川町の大字那波野を合併し、さらに昭和29年には赤穂郡若狭野村と矢野村を合併し、現在の市域となりました。

工業・造船都市として発展してきた本市は、造船業をめぐる構造不況の影響を受け、産業活動の停滞、人口の急減などを経験し、市民生活にも大きな影響が出たため、産業面では脱造船を目指し新規産業への転換・多角化を進めてきました。

その後、喫緊の課題である人口減少及び少子化の進行を抑制するため、平成23年4月には、「子育て応援都市」宣言を行い、「あいおいが暮らしやすい11の鍵」をはじめ、子育て・教育支援に積極的に取り組んでいます。

2 現況

(1) 人口と世帯

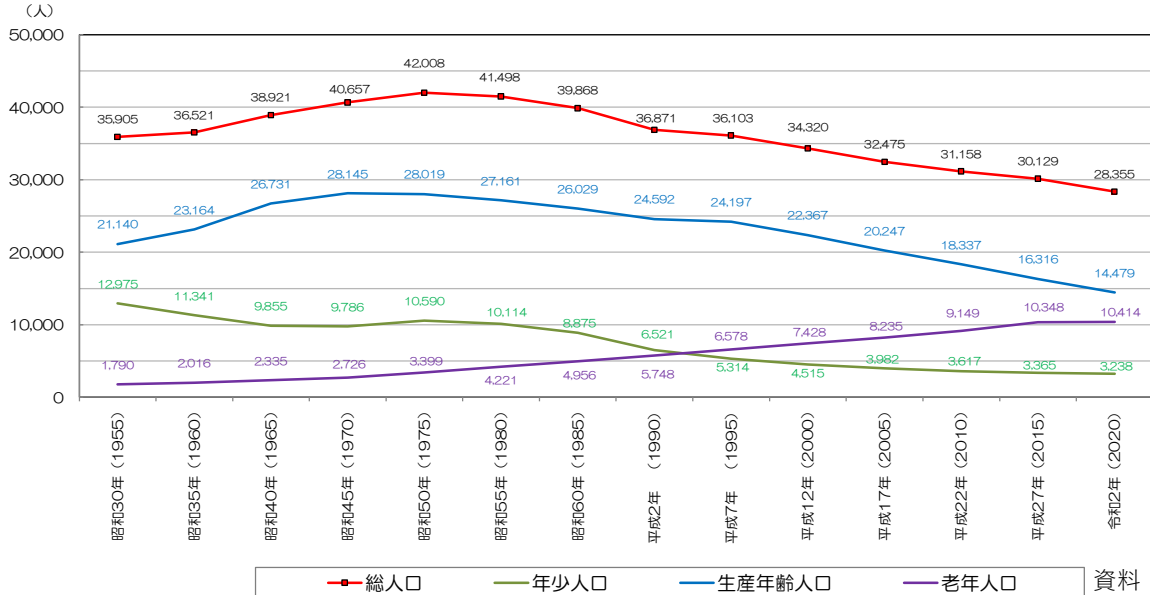
ア 推移

日本の総人口が減少局面にある中、本市においても人口は昭和50年頃から減少を続けています。

また、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加に伴う少子高齢化も進行し、令和2年の年齢構成人口で、0～14歳の年少人口が11.4%、15～64歳の生産年齢人口が51.1%、65歳以上の老年人口が36.7%となり、平成27年と比べ年少人口が0.2ポイント増加しており、兵庫県内の自治体のうち、当該期間内で唯一年少人口の割合が増加しています。一方で、老年人口は2.3ポイント増加しています。

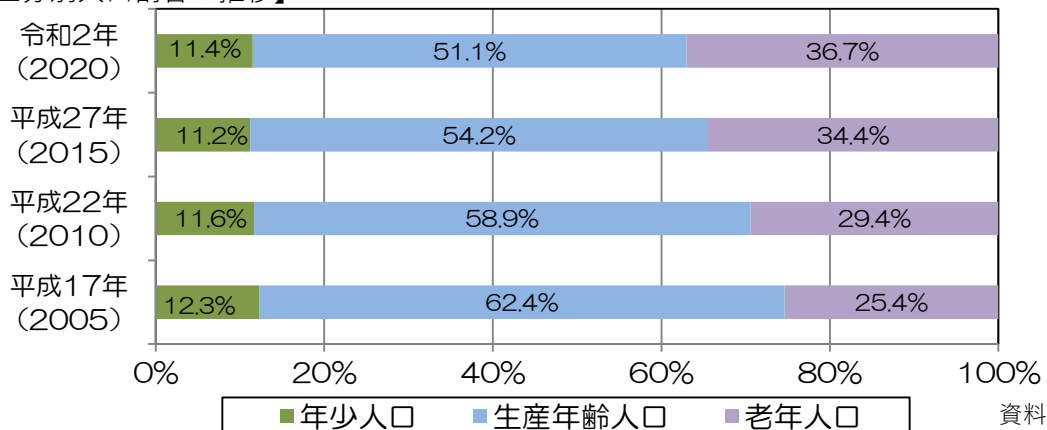
世帯数については、12,000世帯前後を推移しておりますが、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、核家族世帯、一人暮らしの高齢者世帯の増加がうかがえます。

【年齢3区分別人口の推移】



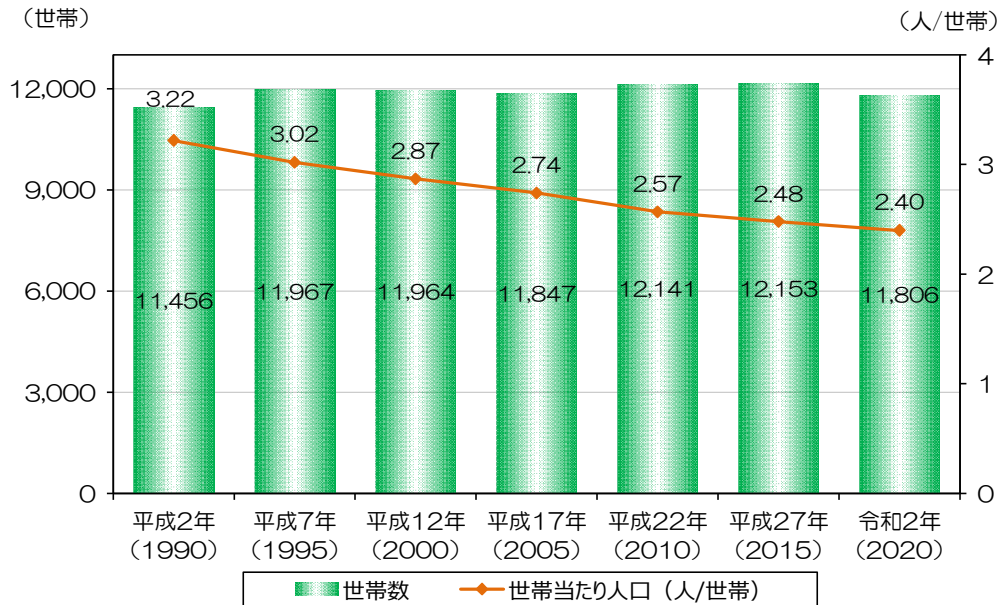
※年齢3区分別人口は不詳値を除くため、合計値が総人口と一致しない場合がある。

【年齢3区分別人口割合の推移】



※年齢3区分別人口割合は不詳値を除く各年齢区分の人口の不詳値を含む総人口に対する割合のため、割合の合計は100%にならない。

【世帯数の推移】



資料：国勢調査

イ 兵庫県下の自治体の人口増減の現状と本市の位置づけ

兵庫県下の41自治体における、平成27(2015)年から令和2(2020)年の国勢調査人口の増減率は、明石市、尼崎市、加東市、宝塚市、伊丹市を除く36自治体で、マイナスとなっています。また、平成22(2010)年から平成27(2015)年の減少率より、平成27(2015)年から令和2(2020)年の減少率が拡大した自治体は、本市を含めて31自治体にのぼり、県内の人口減少は加速傾向にあります。

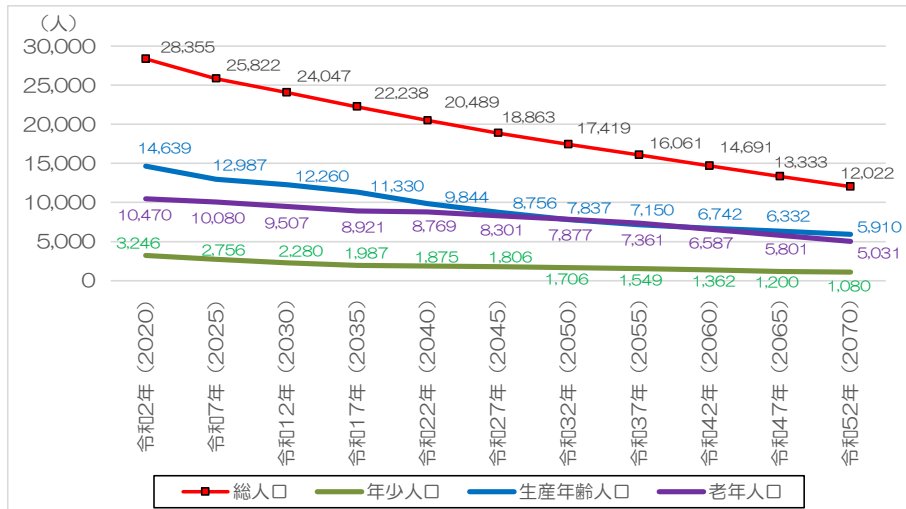
ウ 相生市人口ビジョン (将来推計人口)

国立社会保障・人口問題研究所が実施した令和2年国勢調査の結果を基にした、本市の推計人口は、令和42年には人口が14,691人と、令和2年の約5割となることが予測されています。

全県的な人口減少の加速を踏まえ、人口減少の抑制とまちの活力上昇に向けて、子育て世代をはじめとする若い世代の定住の場として、子育て・教育支援及び定住促進施策をはじめ、まちづくりや経済基盤の強化に向けた取り組みを推進していく必要があります。

本市の独自推計では、子育て世代の出産・子育て支援、若者・壮年層の市内雇用の拡充などの地域創生総合戦略の展開などにより、相生市人口ビジョンにおける令和42年の目標人口を約18,000人としています。

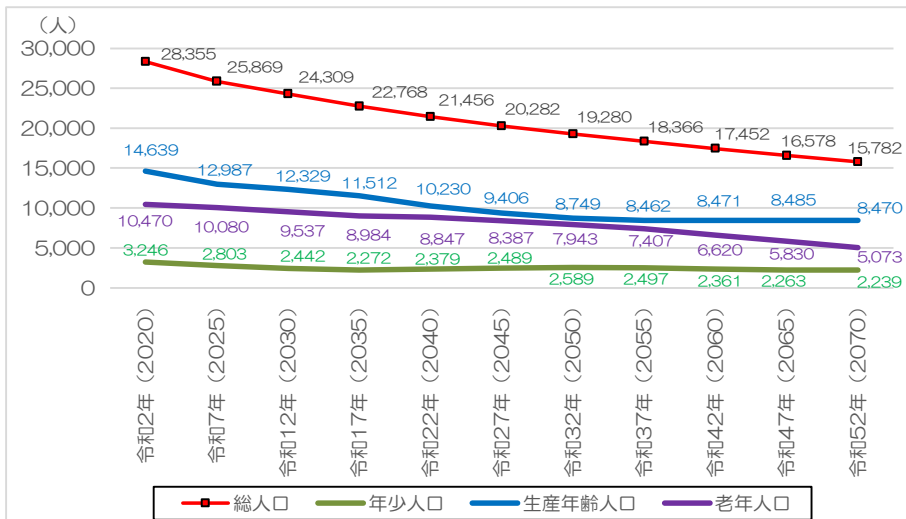
【国立社会保障・人口問題研究所準拠による人口推計（令和2年国勢調査）】



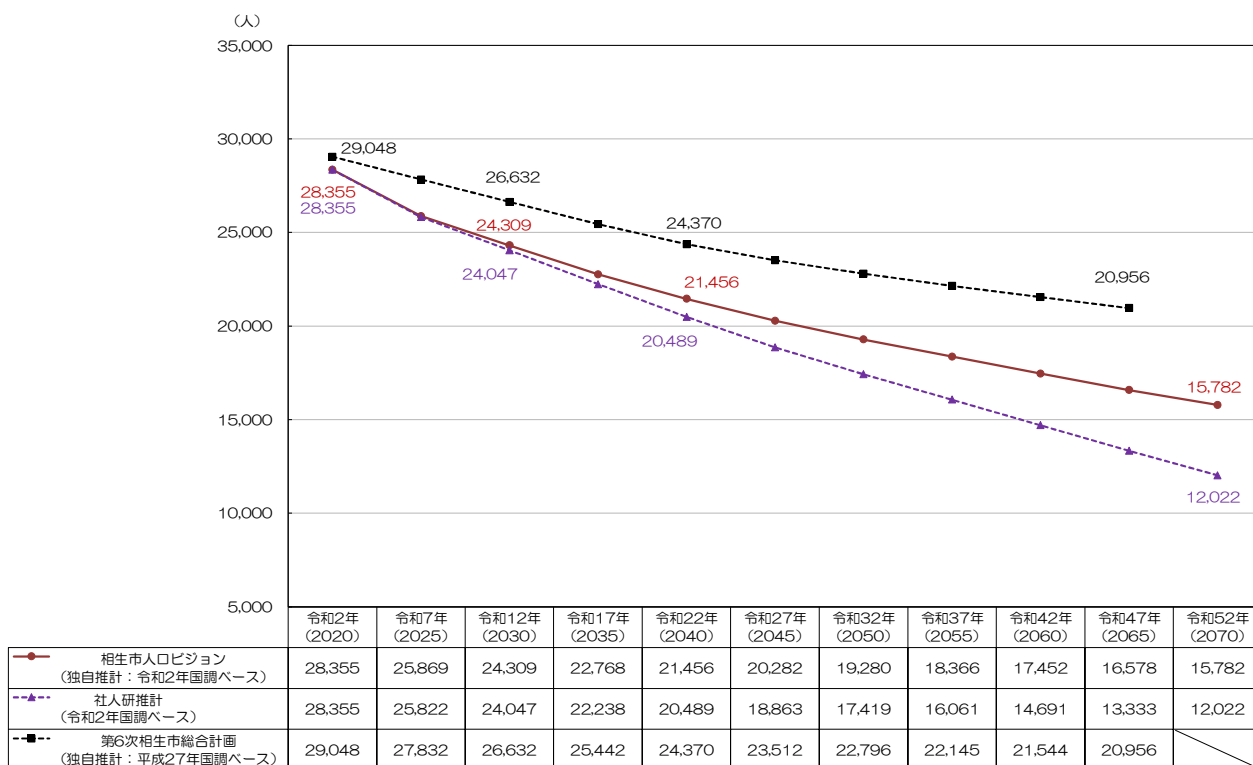
【独自推計の算定方法】

項目	考え方
出生 (合計特殊出生率)	<ul style="list-style-type: none"> ●合計特殊出生率については、「第6次相生市総合計画」と同様とする。 ・令和7(2025)年：1.6 ・令和12(2030)年：1.8 ・令和17(2035)年：1.8 ・令和22(2040)年：2.07(人口置換のため、概ね2.07必要) ※以降、2.07程度を維持 (参考：国 令和7(2025)年/1.6 令和12(2030)年/1.8 令和22(2040)年/2.07)
死亡	<ul style="list-style-type: none"> ●社人研推計(令和5年12月)と同様の「生残率」とする。
移動	<ul style="list-style-type: none"> ●令和7(2025)年の移動率は、社人研推計(令和5年12月)と同様の「移動率」とする。 ●令和12(2030)年には、社人研推計(令和5年12月)の移動率の0.6倍となり、令和22(2040)年以降は移動率が均衡する。 ・令和12(2030)年：社人研の0.6倍 ・令和17(2035)年：社人研の0.3倍 ・令和22(2040)年：均衡する。 ※以降、移動率は均衡する

【独自推計による推計人口（相生市人口ビジョン）】



【推計人口の推移】



(2) 経済

本市は、造船を中心とする工業都市として発展し、昭和60年頃までは第2次産業就業者が5割近くを占めていました。近年は産業構造にも変化が見られ、令和2年には第2次産業就業者が31.8%、第3次産業就業者が65.5%となっています。

若年層の進学、就職に伴う転出などによる生産年齢人口の減少とともに、市内の15歳以上就業者数は減少傾向にあり、市民ワークショップ及び高校生ワークショップでも、若者が働ける場の確保が求められています。

また、本市は歴史的資源や豊かな自然環境を有しており、こうした地域資源を有効に活用した観光振興も求められています。

このような社会経済情勢の中において、特産品、地場産業などを活用した地域の活性化及び若者、女性などをはじめとした雇用を確保するため、第1次・第2次産業の基盤の維持をはじめ、第3次産業など商工業を中心とした起業支援に取り組みながら、産業誘致のための土地利用の検討をしつつ、連携中枢都市圏を活用した雇用の確保、農水産業の6次産業化など、まちの活力の維持・増進を図る必要があります。

(3) 交通

本市は交通の利便性が高く、鉄道では、JR山陽本線、赤穂線及び山陽新幹線が走り、JR相生駅及びJR西相生駅の2駅があり、新幹線利用で東京まで約3時間30分、大阪まで約50分、在来線利用で神戸まで約1時間の距離です。

陸路では、高速自動車道路として、山陽自動車道が市域を東西に走り、龍野西ICが近接しています。さらに、播磨JCT及び播磨自動車道が整備され、山陽自動車道・中国縦貫自動車道・中国横断自動車道が結ばれ、播磨科学公園都市を含めた広域アクセス抜群の立地にあります。山陽自動車道と接続するスマートインターチェンジの整備が実現すれば、更に市街地へのアクセスも向上します。また、京阪神と九州を結ぶ国土幹線道路の国道2号、国道250号、県道姫路上郡線、県道相生穴栗線及び現在整備中の県道竜泉那波線は、広域道路網として重要な役割を果たすものと期待されます。

海路では、平成18年度に公共バースが整備され、平成19年度には「道の駅・海の駅あいおい白龍城」が海の駅に登録されるとともに、相生湾が近畿初となる「みなとオアシス」に登録されるなどの整備がされています。

こうした交通の利便性は本市の最大の強みの一つであり、その強みを活用したまちづくりが求められています。

(4) 財政

ア 歳入・歳出の推移

歳入の状況を見ると、令和2年度を除き、約130億円から約150億円で推移をしています。その内訳において、地方交付税、国庫支出金に依存している部分が多く、令和5年度の自主財源比率は、歳入全体の42%となっています。

歳出の状況を見ると、高齢化の進行などにより歳出総額に占める扶助費の割合は上昇傾向となっています。

また、国の新型コロナウイルス感染症対策としての特別定額給付金事業や、市独自の経営継続事業者補助金などにより、令和2年度の歳入歳出総額は、約160億円以上まで上昇しましたが、令和3年度以降は約148億円前後を推移しております。

【収支の推移】

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入総額	13,320,950	16,550,076	14,775,951	14,857,590	14,822,691
歳出総額	12,979,157	16,138,342	14,263,105	14,292,319	14,343,769
形式収支	341,793	411,734	512,846	565,271	478,922
翌年度に繰り越すべき財源	53,529	40,909	46,507	135,662	71,273
実質収支	288,264	370,825	466,339	429,609	407,649

資料：財政状況資料集

【歳入の状況】

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市税	4,370,798	4,200,275	4,215,348	4,247,476	4,199,375
地方交付税	3,196,028	3,462,139	3,889,950	3,856,681	3,937,943
国庫支出金	1,453,517	5,098,702	2,632,847	2,631,468	2,218,211
その他	4,300,607	3,788,960	4,037,806	4,121,965	4,467,162
普通会計の歳入総額	13,320,950	16,550,076	14,775,951	14,857,590	14,822,691

資料：財政状況資料集

【歳出の状況】

単位：千円

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
義務的経費	5,930,783	6,425,580	6,781,999	6,606,495	6,563,183
うち 人件費	1,835,352	2,154,574	2,058,646	2,265,445	2,134,831
扶助費	2,550,007	2,695,094	3,236,555	2,962,690	3,140,515
公債費	1,545,424	1,575,912	1,486,798	1,378,360	1,287,837
投資的経費	1,203,200	879,009	915,241	937,827	1,091,814
その他	5,845,174	8,833,753	6,565,865	6,747,997	6,688,772
普通会計の歳出総額	12,979,157	16,138,342	14,263,105	14,292,319	14,343,769

資料：財政状況資料集

イ 収支実績と見通し

本市では持続可能な財政運営を行うため、令和3年度から「第4期相生市行財政健全化計画」に基づき、第6次相生市総合計画によるまちづくりと持続可能な財政運営の両立を図りながら、財政調整基金残高を確保し、実質単年度収支の黒字化と将来負担比率の低減を目標として、取り組んでおりますが、実質単年度収支は、当該年度のみ歳入歳出の差額を把握するもので、令和3年度を除き赤字となっております。財政調整基金を取り崩す財政運営となっております。

また、本市における地方公共団体の財政力を示す財政力指数は、令和3年度以降は他の類似団体より高い水準となっております。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、類似団体の平均値を大きく上回り、今後も高い水準で推移していくと予想されます。また、実質的な起債の償還額が標準財政規模に占める割合を示す指標である実質公債費比率、将来的に負担すべき実質的な負債額の標準財政規模に対する割合を示す指標である将来負担比率のいずれについても類似団体と比較し、高い傾向が続いており、引き続き行財政健全化に継続して取り組む必要があります。

【財政指標】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実質単年度収支	(千円)	▲ 250,169	▲ 67,506	504,264	▲ 140,122	▲ 372,382
財政力指数	-	0.58	0.57	0.55	0.53	0.52
	類似団体	0.57	0.57	0.45	0.44	0.43
経常収支比率	(%)	99.4	99.2	92.0	99.1	98.9
	類似団体	92.4	91.3	88.3	92.4	94.0
実質公債費比率	(%)	14	14.5	14	12.6	11.1
	類似団体	9.2	8.6	8.2	8	8.2
将来負担比率	(%)	91.5	82.4	66.7	57.3	62.2
	類似団体	49.7	37.3	23	15.5	13

資料：財政状況資料集